

自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階
（組合加入の勧誘特集号） 2025年4月7日発行 NO.719

東学への加入をお勧めします 加入勧誘の手紙を転入者に郵送します

4月10日頃には、この4月に小中学校に転入してきた皆さん（新規採用者を含む）に、東学加入を勧誘する手紙等を郵送する予定です。転入してきた皆さんから、加入の知らせを待っています。

慣れない仕事に困った時、誰かに相談したい時、その他お気軽に声をかけてください

東学に加入していただいた場合は、全力で組合員を守るために取り組みます。入手した情報は全部、組合員に提供していますので、視野を広げることもできます。

「住めば都」、1人職場も考えようによっては、わるくはない 誰も指示してくれない？

小中学校の事務という職場は、学校という教育活動が行われていることや、定数配置が都費職員1人プラス区市費非常勤（臨時）職員1人と少ないこともあり、いままで経験してきたところと違うかも知れません。基本的に1人職場で、同じ学校に同僚（都費事務職員）がいないため、仕事は他校の事務職員や教育委員会に聞かなければならないなど、いままでの職場と環境が違っているかと思います。皆さんが早く学校に慣れ、私たちの組合（東学）に加入されることを期待いたします。「住めば都」です。

学校予算編成期の4月・5月は事務職員の腕の見せ所 やりくりで私費負担の軽減を図る

4月・5月は、学校の予算編成の時期です（前年度に予算を編成する学校もあります）。事務職員の腕の見せ所、1年の中で最も重要な時期の1つです。最少の経費をもって、最大の効果を上げるよう、校内予算を編成し、計画的、効率的な執行を行います。学校長が示す経営方針や教育目標、学校の特色化などを考慮して、作成します。前年度の決算などの資料をもとに、教科、教科外の要望の調整を予算委員会で調整します。予算委員会は、予算調整を行うため、必要な資料の収集や分析を行い、学校長が予算編成指針の作成や予算の決定にあたり、必要な調整を行います。

校内予算（公費）の総額は、地区や学校規模などによって異なりますが、1千万円から2千万円程度。それに、無償化された給食費と私費会計のままの教材費や移動教室・修学旅行費などの学校徴収金を加えると数倍になります。

学校給食費の無償化が進み、教材費や移動教室・修学旅行費の補助や無償化を進めている自治体もあります。校内予算編成でも、やりくりをして教材を私費負担から公費負担とするなど、事務職員の腕の見せ所です。

給与支給事務も、転入者や新規採用者の扶養手当や住居手当、通勤手当の認定等の事務が

4月は、職員の転入や転居、通勤経路の変更、出産、育児休業からの復帰など、手当関係の支給要件に変更があったりします。必要書類を整えてもらい、添付書類と共に区市町村教育委員会に送付し、認定してもらいます。

給与支給事務は、4月は、11月の年末調整と並んで、忙しい時期です。

超過勤務をやむを得ずにしたら超過勤務手当を請求しよう 不払いがあってははいけません

超過勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務を命ぜられた場合、その勤務した全時間に対して支給される手当です。年度当初の4月は、予算の編成などもあり、忙しい時期です。4月に異動して、地区越えて異動したり、学校間で異動した場合は、特に忙しいです。局間交流者や新規採用職員は、忙しくしていることでしょう。

以前、都教委に時間外勤務について問い合わせをして、得た回答は、以下のとおりです。

1. 管理職の命令があって、始めて時間外勤務が成立する（学校の実態としては、事前に学校長等の管理職から、命令をされることはありません）。
2. 学校の年間目途額を超える場合は、区教委で調整してもらう。学校間の調整。
3. 区教委で調整しても無理なら、都教委に増額申請をする。

原則は、事前命令・事後確認です。学校ごとに年間目途額が提示され、その範囲内で執行するよう「指導」されます。しかし、地区によっては、学校に超過勤務手当の予算枠（年間目途額）を提示せずに、超過勤務手当に限度を設けていないところもあるようです。

なお、教員には「限定4項目」（①生徒の実習に関する業務②学校行事に関する業務③職員会議に関する業務④非常災害等の業務）以外には、超過勤務命令は出せません。

足立区では、すべての児童・生徒に1人当たり入学準備金10万円の支給を決定 教材費と自然教室・修学旅行費の補助も

昨年12月、子育て世帯を対象としたアンケートを実施したところ「とにかく教育にお金がかかりすぎる」との回答が多数を占めた。特に負担感の大きいのは「習い事代」「学習塾代」「授業料」「通学費」「制服・靴代」がトップ5。また、「習い事や体験をさせてあげたいが、金銭的な余裕がない」との回答が6割を超えたという（近藤区長）。

入学準備金の支給。2026年度4月に小中学校に入学する児童・生徒に、1人に月10万円を支給する。区立・私立を問わない。約1万人が対象。

教材費の補助。区立学校の児童・生徒に、学年に応じて8千円から1万4千円を上限に補助。

修学旅行費の補助。中3生に上限7万3520円を上限に補助。小5～中1の宿泊を伴う自然教室の食事代を約3千5百円～4千円を上限に補助（バス代は既に公費負担）。